

Title	関嘉彦著 英国労働党の社会主義政策
Sub Title	
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.12 (1954. 12) ,p.1154(76)- 1156(78)
JaLC DOI	10.14991/001.19541201-0076
Abstract	
Notes	書評及び紹介
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19541201-0076">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19541201-0076</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の労働黨の課題を求め、その理想は一言でいえば「平等」であり「階級のない社会」である。この理想に接近する手段は社会保障施設の擴充や産業國有や所得再分配政策などである。

「平等」について一つの論文をこの論集に寄せたのはロイ・ジェンキンスである。平等が社会主義の一つの主要な理想であることは前記二つの論文にもうかがわれる。平等とはしかし主として経済的な平等、富と所得の分配の一層平等な社会を意味する。それは同時に経済的平等を自己を指して満足するものでなく、むしろ階級のない社会の経済構造を創り出すことにあり、人間が富や出生の差によるよりも性格の相違によつて他人と區別される如き社会の實現が考えられているのである。これを實現する手段は特異なものではない。租税政策、公有政策、職業自由の施設等がその主なものである。ジェンキンスはこのような漸進的な温健な社会改革案を提唱するが、同時に彼は社会主義の高遠な理想が人間の意思と努力によつて達成せらるべく、人間は自分の運命を自から改良しうる能力があることを信じかつ力説することに注目すべきである。この論集にはなお教育論、産業組織論、労働組合論や労働黨の性格と業績を論じた論文が集められている。これを一つ一つ紹介する餘地がないのであとは残念ながら割愛しなければならぬが、この論文全体を通じて感じられることは、執筆者がいずれもみなイギリス労働黨のやり方に自信をもち、皮肉な批判よりも積極的な建設策を提唱しているという態度である。(社会思想研究会出版部刊、昭和廿九年三月 三二〇頁) (氣賀 健三)

關 嘉彦著「英國労働黨の社会主義政策」

先日來日したベヴァン氏等、労働黨幹部は、記者會見の席上で、「われわれは次期の總選挙の後には、再び政權につくであら

まつ「英國労働黨の社会主義政策」と題する本書は、冒頭の三章をもつて労働黨の豫備的考察にあて、以下、インフレーションの防止と完全雇用、産業の國有化・私有産業の能率化と民主化、所得及び富の平等化、結論、展望と教訓となつているところからもわかるように、英國労働黨の政策全般にわたつて、きわめて詳細に紹介したものであることは明らかである。ところで本書についての卒直な批判を許していただければ、私の著者に對する最も大きな不満は、本書が植民地問題についてほとんどふれていないことである。云うまでもなく、戦後の労働黨政府にとつて最も重要な課題は、國內的には重要産業の國有化であり、社会保障制度の確立であり、更にまたインフレーションの防止と失業對策であつた。そして國外の問題としては植民地問題ではなかつたらうか。私は植民地問題にふれずに、戦後の英國經濟を論ずることは、たとえどのような立場に立たれるにもせよ、一つの危険をおかしているものと考えざるを得ない。とりわけ英國の場合、労働黨政府が社会主義政策である以上、労働黨がその國內におけるいづゆる社会主義政策を推進するのと並行して、植民地に對してどのような態度をとるべきかは、労働黨政府にとつて、いわば試金石であつたらう。労働黨によつてとられた重要な政策のうち、植民地問題については、インド・セイロン・パキスタンそしてビルマなどにいづゆる自治をあたえたことであつたが、ほうはいとして起つた民族運動の嵐は労働黨にとつてすら、もはや手に負えないものとなつたことは事實であつた。とりわけ中近東諸國における困難な問題——スーダンをめぐるエチオピアとの衝突、イラン政府の石油國有化問題、アラブ諸國の問題——は労働黨を大きくゆり動かした。政府は武力をもつてこの民族運動に對抗しなければならなかつたほどである。そしてこのことはアトリーもその自叙傳のなかで認

う」と語つたと傳えられている。一九五一年十月、労働黨が保守黨に敗れてから三ヶ年がすぎたが、一九四五年から六ヶ年以上の政權を擔當した労働黨は、そのいづゆる社会主義政策をもつて、當時世界の視聽をあつめたものであつた。しかもそれが丁度、あの第二次大戦後の荒廢と混亂のなかに行われたために、またときあたかも建設の途上にあつたポーランド、チェコスロヴァキアそしてハンガリーなどの人民民主主義國との比較において、大きな關心をもたれたのは不思議ではない。そして労働黨の政策、とりわけその重要産業國有化政策をめぐつて、いろいろな批判や論争が行われたことは周知のことである。たとえば、P・M・スウィービーは、その「社会主義論」のなかでこれをとりあげ、相當きびしい批判を試みているし、またわが國でも、昭和二十八年度經濟政策學會大會でも、この國有化政策をめぐつて、はげしい論争が展開されたといわれる。(日本經濟政策學會年報Ⅱ参照)

労働黨の國有化政策が實際にどのようなものになつておこなわれたかという点については、多くの學者、研究家たちが、その著書によつてわれわれに紹介してくれたが、しかしわが國では、まゝとまつた研究がほとんどなく、寂寞の感に耐えなかつたとき、關助教授が本書を出されたことは意義深いものがある。信ずる。關助教授は、わが國が生んだすぐれた自由主義者、故河合榮治郎教授の遺録をついで、フェビヤン主義者としての立場から英國労働黨の國有化政策について、きわめて詳細に論じておられるが、わたくしもまた英國労働黨史の研究に志す者の一人として、本書に大きな關心をいだいたのである。以下わたくしは、本書に對するわたくしの感想とも云うべきものを、關助教授に御教示をいただくという意味からのべさせていただくこととする。

めている(1)。  
そもそも英國労働黨および英國の労働者階級が植民地問題について深い關心をいだきはじめたのは、つまりイギリスの帝國主義といふものに懷疑の眼をむけはじめたのは、第一次世界大戦以後のことであつた。たとえば、一九二五年スカーパーで開かれた労働組合大會では、三、〇八二、〇〇〇票對七九、〇〇〇票をもつてつぎのような反帝國主義的決議をしたことは注目し得る。すなわち、「労働組合會議は、帝國主義に對して完全に反對を聲明するとともに、つぎのことを決議する。(1)英帝國各地の労働者たちの利益を促進するために、英帝國の全土に労働組合を組織し、政黨をつくるように支援すること、(2)英帝國のすべての人民が、帝國から完全に分離することを選ぶ権利をもふくめて、自治の權利を獲得するように支持すること」というのである。(2)。労働黨がこのような理論の上に立つていた一九二〇年代は、労働黨に對するマルクス主義やギルド社会主義の影響が強く、労働者階級の思想もいちじるしく急進的であつたことは考えられる。もちろん、労働黨の植民地や自治領に對する考え方が三十年前と現在とで相當なへだたりがあることは云うまでもないが、私は、實はこの點について今少し詳細に論じていたできたかと思ふのである。しかも問題は植民地が英國經濟の再建に缺くべからざる役割を果している以上、これはとくに重要であつて、英國の社会主義の建設は、或は植民地の犠牲と窮乏化の上に行われているのではないかと云う疑念も當然おこつてくるからである。労働黨の機關紙、「ニュー・ステーツマン・アンド・ネーション」の記者が率直につぎのようにのべたことは注目すべきである。「もし英國のどんな社会主義者でも、自分がマレーの現住民の労働者の利益になるようにゴムを今迄よりも高く買つているという議論を信するならば、

彼はその心の迷をとななければならぬ。なぜなら、一九四九年以來、労働者の賃金はわずかに二四%しか上らないのに、物價は五〇%も上つたからである」と(3)。

つきに國有化の理論そのものについてである。國有化とはどういうことなのか、例えば、國有化と社會主義化とを比べた場合、英國労働黨の政策はあくまでも國有化政策なのであるが、労働黨の産業國有化政策は、官僚的ないわば「上からの」改革に類似している點がないだろうか。以上のような疑問に答えるためにも、「英國労働黨の社會主義政策」の基礎となつて國有化の理論について、特に人民民主主義國の比較において、それと異なる點を力説されるべきではなかつたらうか。なるほど、この點については、第二章第三章の「労働黨の豫備的考察」及び第八章、結論、展望と教訓のところであつてはいるがしかし、ともすれば思想的な記述に力點がおかれ、經濟學的な考察においてやゝ缺けるうらみがあるように思われるのは私の偏見であらうか。

以上私は、本書に關する私の批判を卒直にのべて置いたが、それにもかゝらず、本書は、戦後英國労働黨の政策を忠實に論じた良心的な著作の一つであることは云うまでもない。異常な關心をもつて本書を読み、そしてはげしい議論のうちに、私の頭にうかんだのは以上の感想であつた。これらの感想が關助教授に對するまことに無難な批判となつたことをお詫びすると同時に、御教示をうることができれば幸である。

- (1) C. R. Attlee: As it happened, 1954, p. 174.
- (2) Palme Dutt: The crisis of Britain and the British Empire, 1953, p. 323.
- (3) The New Statesman and Nation, March, 10, 1951. (飯田 鼎)

としたのではなかつた。然らば所得再分配の理想は如何。これは元來(一)貧困の除去は善なりとする道義的信念と(二)所得の不平等はそれ自体惡であり除去されるべしとする信念に基いていたのであるが、併し貧者の救済が人々の道徳的義務であるとしても、それは物的條件の平等化を理由付けるものではない。茲に貧困の見苦しさや富裕の見苦しさや二つの感情が相合して富者より貧者への所得の移轉と云ふ觀念を生じたとき著者は論ずる。或るものがその日のパンに事欠いている時、他の或るものが奢侈的享樂に耽ると云ふ事は否認されるべき事柄である。過度の貧困は富裕に面して、人をして自己卑下と輕蔑の念を起さしめ、逆に過度の富裕は貧困に面して良心の呵責と憤懣の情を生ぜしめる。これに對して著者はかゝる感情に基く所得再分配の理想は或る客觀的な倫理的理想ではなく、むしろ「一時的な感情」に過ぎないと云ふ。更に所得の再分配に伴ふ富者の損失と貧者の利得を比較せんとする厚生經濟學における満足度の計算と比較、それに基く満足度の極大化の議論は個人間の效用比較の不可能の批判と、更に満足即ち善と云ふ價值判斷に對する批判を受けねばならぬと云ふ。彼は前述の社會主義の本來の倫理的理想に對して強い同感と戀慕の情を示して居り、これより今日識者の間における再分配の理想は功利主義の尾端であり、それは倫理の墮落として激しく批判している。

所で同胞愛による善なる社會の建設と云ふ事は極めてユートピア的であるが著者は之に對して「社會改革者に對して批判されるべき事は、彼等がユートピアであること云ふ事ではなく、完全にそうなり得ていないこと云ふ事であり、彼等の過度の想像ではなく、その完全な排除であり、彼等が可能性の範圍をこえて社會を變革せんとしている事ではなくて、彼等が本質的な變革を放棄した事である。」(四八頁)と云つて居る。私はこの倫理

書評及び紹介

ベルトラン・ド・ジュウヴェネル

「再分配の倫理」

Bertrand de Jouvenel: The Ethics of Redistribution, Cambridge, 1951, 91 P.

經濟學者が經濟學者として經濟的厚生を問ひそれに基いて再分配の諸效果を検討する事は正當であり且つ必要な事である。併しそれと共にこれと他の諸價值との關係も社會哲學的研究として重要な事柄である。本書は所得の再分配についてかゝる社會哲學的考察を爲そうとするものであつて、その主要な課題はこの再分配の理想は抑々如何なる倫理的根據に基いて居るか、その根據は是認されるべきものか、亦再分配政策の實際の歸結は如何なるものであるかを究明しようとする點にある。この著作はケンブリッジのコープス・クリステイ・カレッジに於いて爲された講義の出版せられたものであつて「社會主義的理想」「國家支出」なる二つの講義と「純粹再分配の可能性」なる附論から構成されている。

著者は所得再分配の理想が如何なるものかを明らかにすべく、先づ所謂土地平等論及び社會主義的理想を對比的に考察する。彼によれば前者は土地即ち自然的資源の平等化の下に、資本の報酬への影響を無視した上において、労働にのみ比例した報酬、即ち、「公平な報酬」を理想とするものであつた。これに對して後者はより根本的に、現代社會の諸々の敵対や醜惡な行爲を除去し、「私有財産制度の廢止」全く新しい人間による「同胞愛」に満ちた善なる社會の建設を本來の倫理的理想とし、他方近代社會の目的たる「自然の征服」「その戦利品の享受」、即ち「より多くの財貨」への欲求を繼承する「社會主義の内的矛盾」のであるが、これらはいづれも單に所得の平等化を理想

的理論そのものを否定しようとは思はないし、崇高な倫理を主張する意義を認めるけれども、手段が手段なるが故に目的化し、經濟と倫理が獨自の目的をもつて相對し、相矛盾している現状においては、矛盾を矛盾として、もつと深く之を究明しようとする精神が必要ではないかと思ふ。

一方、再分配政策の實際の歸結は如何と云うに、著者は、若し富者の餘剰を以て貧者の不足を補ふ「純粹再分配」とすると、彼が附論で爲した現實の資料に基く考察からすれば、富者の所得を極度に低下せしめざるを得ないと云う。その結果は單に奢侈的享樂の除去に止まらず、健全な、そして、多くの價值(知的、藝術的等)を創造する生活そのものをも破壊し、社會は大衆化し俗惡化する事になる。これに對して再分配論者はこれら創造的支出を個人に代つて國家が爲すと云い、事實行われしている所であるが、これは國家の機能と權力の増大を結果し、結局再分配政策は所得の平等化を結果するよりも、「個人から國家への權力の再分配」を結果し、新たな政治的支配者を産み出して居る。斯く論じて著者は創造的個性を養成するものは家庭であり、國家はそれ自体教育である家庭を創出する事は出來ず、財貨を生産する企業に優るとも劣らない家庭の、文化の發展、社會の進歩に對する意義を強調している。

更に著者は再分配論の一つの基本的な觀念として、その所得の見方について考察批判する。彼によれば、再分配論は所得を「消費者満足的手段」と見做し、これには又消費は非社會的及び不生産的と云ふ見解が伴つて居ると云ふ。かゝる見解に對して著者は消費は決して窮局のものではなく、逆に前者が後者即ち「人間の生活」價值あるものを創る生活の手段に過ぎないと云い、更に消費も社會に對して「無償のサービス」を與へ、消費が生産的活動に對する條件たる事を論じて、右の所得の見方、